

国立研究開発法人産業技術総合研究所事業車両管理規程

制定 平成19年8月1日 19規程第38号

最終改正 平成31年4月25日 31規則第1号 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が所有又は借用する事業車両の管理及び運用並びに安全の確保のため必要な事項を定めることにより、事業車両の適正かつ効率的な運用を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 部門等 国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第3章に規定する組織並びに組織規則（26規則第6号）第3条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び連携研究ラボをいう。
- 二 研究ユニット 部門等のうち、組織規程第6条第3項第2号及び第3号に規定する組織並びに組織規則第3条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び連携研究ラボをいう。
- 三 事業所等 組織規程第5条第3項に規定する東京本部、福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、地域センター、事業所及び支所をいう。
- 四 事業車両 研究所の業務のために用いる自動車及び原動機付自転車（以下「車両」という。）であって、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める車両をいう。
 - イ 業務用車両 研究所が所有する車両のうち、ロに掲げる研究用車両以外の車両
 - ロ 研究用車両 研究所が所有する車両のうち、研究ユニットが研究、調査等の目的に使用する車両
 - ハ 借上車両 業務のため研究所が別に締結する契約により、研究所以外の者から借用する車両
- 五 地質調査用車両 前号ロ又はハに掲げる車両のうち、国立研究開発法人産業技術総合研究所業務方法書（13業務方法書第1号）第3章に規定する業務のために使用する車両をいう。

(道路交通法等との関係)

第3条 研究所における事業車両の管理及び運用については、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号。以下「車両法」という。）、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号。以下「道交法」という。）その他事業車両の管理及び運用に関する法令（以下「関係法令等」という。）及び研究所が別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 管理体制

第1節 運行管理者等

(管理事務)

第4条 総務企画部長は、事業車両の管理及び運用並びに安全の確保のための必要な措置に係る事務を総括する。

(管理監督)

第5条 事業所長並びに福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの所長（以下「事業所長等」という。）は、当該事業所等における事業車両の管理及び運用並びに安全の確保について管理監督するとともに、次条の運行管理者の業務実施の指揮監督を行う。

(運行管理者)

第6条 別表第1の事業所等欄に掲げる事業所等に、運行管理者（事業車両の運行を管理する者をいう。以下同じ。）を置く。

2 運行管理者は、別表第1の事業所等欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の運行管理者欄に掲げる者とする。

3 運行管理者は、当該事業所等における事業車両の安全の確保のため、次に掲げる業務を行う。

一 事業車両の安全運転に関する管理

二 次条第1項の安全運転管理者、同条第2項の副安全運転管理者、第8条の管理者、第9条の整備管理者及び第11条の運行責任者の業務実施の指揮監督

三 安全の確保のための施設整備の充実

四 事業車両を運転できる者（以下「運転者」という。）の運転に関する技能知識その他の安全な運転を確保するために必要な事項についての指導、伝達

五 その他事業車両の運用に関し安全を確保するために必要な措置

(安全運転管理者等)

第7条 事業車両が道交法第74条の3第1項に規定する台数を使用する事業所等に、安全運転管理者を置く。

2 事業車両が道交法第74条の3第4項に規定する台数を使用する事業所等に、当該事業車両の台数に応じ、副安全運転管理者を置く。

3 安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）は、道交法第74条の3第1項又は第4項に規定する者であつて、当該事業所等に所属する職員の中から当該事業所等の事業所長等が指名する。

4 安全運転管理者等は、関係法令等に定める業務のほか、運行管理者の指示に従い、前条第3項第3号から第5号までの業務を行う。

(事業車両の管理者)

第8条 事業車両（次条第1項に規定する事業車両を除く。）の管理は、次に掲げる事業車両の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「管理者」という。）が行う。

一 業務用車両 当該車両を使用する事業所等の運行管理者

二 研究用車両 当該車両を使用する研究ユニットの長

- 三 借上車両 当該車両を借用する部門等の長
- 2 前項に掲げる事業車両のうち、地質調査用車両については、当該事業車両を使用する事業所等の研究業務推進部又は研究業務推進室長が行う。
- 3 管理者は、当該事業車両の適正な管理及び運用のため、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 車体検査の受検（借上車両は除く。）
 - 二 定期点検整備の実施
 - 三 日常点検整備の実施
 - 四 車両使用簿（地質調査用車両においては、地質調査用車両一時使用簿及び車両運行許可書）及び運転日誌の整備
 - 五 その他事業車両の管理及び運用に必要な事項
（整備管理者）

第9条 車両法第50条第1項に規定する事業車両（以下「特定車両」という。）を使用する事業所等に、整備管理者を置く。

- 2 整備管理者は、車両法第50条第1項に規定する者であつて、当該事業所等に所属する職員の中から当該事業所等の事業所長等が指名する。
- 3 整備管理者は、特定車両の適正な管理及び運用のため、関係法令等に定める業務のほか、前条第3項の業務を行う。
（事業車両の運転者）

第10条 運転者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 職務として事業車両の運転業務に従事する者
- 二 役員、職員又は契約職員のうち、別に定める要件を満たす者であつて、運行管理者へ運転者登録を行った者
- 三 その他運行管理者が必要と認める者
（運行責任者）

第11条 管理者は、研究、調査等のために複数の運転者で一台の研究用車両又は借上車両を運行するときは、当該運転者のうちから運行責任者を指名しなければならない。

- 2 地質調査用車両の運行管理者は、研究、調査等のために複数の運転者で一台の地質調査用車両を運行するときは、当該運転者のうちから運行責任者を指名しなければならない。
- 3 運行責任者は、第1項に規定する管理者又は第2項に規定する地質調査用車両の運行管理者の指示に従い、指定された期間、当該事業車両の運行管理及び安全運転管理を行う。

第2節 事業車両の管理方法

（事業車両の購入、廃棄等）

第12条 業務用車両及び研究用車両（以下「業務用車両等」という。）を購入又は廃棄しようとする者は、あらかじめ総務企画部長に協議しなければならない。

（車両台帳の整備）

第13条 総務企画部長は、研究所が所有するすべての業務用車両等について車両台帳を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 管理事業所名

- 二 使用者の氏名又は名称
 - 三 車名
 - 四 型式
 - 五 登録番号
 - 六 登録年月
- (車体検査等)

第14条 管理者及び整備管理者（以下「管理者等」という。）は、事業所等で使用する業務用車両等について、車両法に定める車体検査及び定期点検整備を行わなければならない。

- 2 管理者等は、事業車両について、車両法に定める日常点検整備を行わなければならない。
- (整備、改造等)

第15条 管理者等は、前条各項に掲げる定期点検整備又は日常点検整備の結果、当該車両が車両法に定める保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、当該車両について必要な整備をしなければならない。

- 2 研究用車両の管理者は、当該管理する研究用車両について改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為をするときは、車両法に定める保安基準に適合するようにしなければならない。

- 3 管理者等は、前条第1項に規定する車体検査若しくは前2項に規定する整備又は改造を行ったときは、総務企画部長にその結果を報告しなければならない。
- (修理)

第16条 事業車両の修理をしようとする者は、管理者等の指示に従い行うものとする。ただし、緊急性を要するもの又は軽微なものについてはこの限りでない。

(駐車場及び格納場所)

第17条 事業車両の駐車場又は格納場所は、管理者等の定めるところによる。

(鍵の管理)

第18条 事業車両の鍵の管理は、管理者等が行う。

第3章 雑則

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年8月1日から施行する。
- (事業車両管理要領の廃止)
- 2 事業車両管理要領（13要領第181号）は、廃止する。

附 則（22規程第97号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（22規程第122号・一部改正）

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（24規程第11号・一部改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（24規程第43号・一部改正）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（25規程第14号・一部改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（25規程第55号・一部改正）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第5号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第69号・一部改正）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（27規程第104号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第28号・一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（30規程第7号・一部改正）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（30規程第14号・一部改正）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（31規則第1号・一部改正）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

別表第1

事業所等	運行管理者
東京本部	企画本部総合企画室長
つくば中央第一事業所	つくば中央第一事業所研究業務推進室長
つくば中央第二事業所	つくば中央第二事業所研究業務推進部長
つくば中央第三事業所	つくば中央第三事業所研究業務推進室長
つくば中央第五事業所	つくば中央第五事業所研究業務推進部長
つくば中央第六事業所	つくば中央第六事業所研究業務推進室長
つくば中央第七事業所	つくば中央第七事業所研究業務推進室長 (地質調査用車両を除く。)
	つくば中央第七事業所事業所長 (地質調査用車両に限る。)
つくば西事業所	つくば西事業所研究業務推進部長
つくば東事業所	つくば東事業所研究業務推進室長
福島再生可能エネルギー研究所	福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 (地質調査用車両を除く。)
	福島再生可能エネルギー研究所所長 (地質調査用車両に限る。)
柏センター	柏センター研究業務推進室長
臨海副都心センター	臨海副都心センター研究業務推進部長
北海道センター	北海道センター研究業務推進室長
東北センター	東北センター研究業務推進室長
中部センター	中部センター研究業務推進部長
関西センター	関西センター研究業務推進部長
中国センター	中国センター研究業務推進室長
四国センター	四国センター研究業務推進室長
九州センター	九州センター研究業務推進室長